

くらし・なんでも相談

シリーズ No.10

「ヤミ金融」

もしあなたならどうします？違法なヤミ金融があなたの身近な所にまで手を伸ばして来ます。今号も、平日相談として相談アドバイザーが対処した事例を紹介します。

明るく健康的なテレビ「マーシャルで健全・安心とインパクトを売ったサラ金からの安易な借入れ。少くく大丈夫の繰返しの結果の自己破産、気がつくと思っていなかったヤミ金融業者からの甘い融資の誘惑が…。ヤミ金融の手口とその対処方法を考えます。



くらし・なんでも相談

【事例①】
車の買い替えで60万円のローンを組みたい。実は5年前、サラ金7社・約400万円の借入金返済で自己破産した。このことが信用情報に載ってれば、ローンが組めないのではないか。何年経てば信用情報は消えるのか。

以前、自宅に「簡単、融資します」という内容のダイレクトメール(DM)が来たが、そこなら貸してくれるだろうか。

サラ金に限らず自己破産すると官報に掲載される。その情報は各信用情報機関でも「官報掲載情報」として管理され、7年間は保有される。現状では、自己破産した場合7年間は新たな借入れは何処の金融機関でも難しい。DMは違法なヤミ金融業者からのものと思われる。決して電話などしないこと。車の買い替えを後2年我慢したらどうか。

なお、信用情報は本人が「信用情報開示申請」を行い、見ることもできる。

「信用情報開示請求」

ワンポイント
何処からどの位借りているか、何時、幾ら借りて、幾ら返して、金利はどの位払ったかなどの「借入履歴」を含む「個人信用情報」を取れば、その人の置かれている正

確な状況は一目瞭然。

「信用情報開示申込書」は、本人が申請し、窓口に行けば当日、郵送の場合は約2週間後に、「本人限定受取郵便(特例型)」で受取れる。なお、法定代理人や、弁護士など任意代理人も申請は可能(任意代理人の場合、書面の受領は本人限定受取)。

サラ金やクレジット・キャッシング等の履歴・信用情報開示の申請・申込、問合せ先

●サラ金の履歴は「JIC(ジック) / (株)日本情報センター」へ。TEL 0120-4411481

●銀行系クレジット・信販・流通系キャッシング・ショッピングなどの履歴は「株」CIC / 開示相談コーナー TEL 0120-810414、又は「首都圏開示相談室」TEL 03-5326-8921へ。

●銀行ローンや銀行系クレジットの履歴は「全国銀行個人信用情報センター」へ。TEL 0120-5400-5558、携帯は03-3214-5020

多重債務者救済のためにも、まず正確な状況把握が求められる。ここで借金の90%以上は補足可能と思われる。

【事例②】

突然「息子(長男)に貸した金を返せ」

と電話が来た。長男は3年前、サラ金の借金もとで自己破産している。今は立ち直って夫婦と子供の四大家族で地道に暮らしているはずなのに、また借りたのかと愕然として直ぐに長男に電話した。「金利もちゃんと払ったのだから借金はもうない。二度と借りないから心配しないで」と言われたが、本当に借りてないのだろうか。

長男の話では、突然、携帯に「2万円貸します」とメールが来て、2万円なら返せるからと思いきよと借りて期日迄に返したら、今度は倍の「4万円貸します」とメールが来た。4万円を借りてまた返したら、更に「手数料4万円払え」と言われ、冗談じゃないと拒否したという。自己破産したためもうサラ金から借りられないことを知っていて押し付け貸しするヤミ金融だという。また電話が来たらどうしたらよいか、恐ろしい。

ヤミ金融は法律で禁止されている犯罪行為。違法な行為により貸出したものに対して、返還を請求する権利はない。本来は借りた方も返済の必要はない。既に支払ったものがあるれば返還請求も出来るが、0.90ヤミ金融業者は所在不明で請求は難しい。脅しは、専門の弁護士などに依頼することで無くなる。またサラ金から借りたことが原因で心配なら、長男に「信用情報開示請求」をするよう勧め、履歴を取寄せて確認できる。

ヤミ金融救済センターと弁護士を紹介。

「ヤミ金融」

ヤミ金融とは出資法上限金利(29.2%)以内)を超えて高利で貸出す違法業者を指すが、各都道府県の貸金業登録認可を受け業者と無登録業者がある。

自己破産者や多重債務者の名簿を手に入れた、電話やダイレクトメール(DM)で近寄ってくるが、決して安易に口座番号や家族情報など教えないこと。大切な個人情報流失で思わぬ災難に遭う

ことになる。特に、電話番号以外連絡先や所在が掴めない「090金融」は、貸出金額が1〜5万円と少額なため「短期小口業者」ともいわれるが、要注意。

●民法90条(公序良俗違反) 公の秩序は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする。●民法708条(不法原因給付) 不法の原因のため給付をなしたる者は、その給付したるものの返還を請求するを得ず。とあり、「ヤミ金融業者との契約は契約そのものが成立せず、元金(借りた金)を含め一切払う必要はない」となっている。

平成15年の「ヤミ金融対策法」の施行で罰則が強化され、出資法第5条(高金利の罰則) 第2項及び第3項や第8条(その他の罰則)により、「貸金業者が、上限金利の29.2%を超える支払を要求するだけで、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科可) (法人の場合は3,000万円以下の罰金) 更に超高金利の年10.9.5%を超える場合は、10年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金(併科可) (法人の場合は1億円以下の罰金)」が処される。ヤミ金融に限らず、本人以外の家族などに返済の請求をする場合は、それ自身が違法行為。むやみに恐れず、警察に電話し被害届を出すなど毅然と対処することが大事です。

借金の整理がつくと肩の荷がおりた気がしてほっとし、これでひと安心と思いがちですが、実はその後のケアが一番大切なのです。家族の温かい見守りが必要です。家計簿を付け、定期的と一緒に家計チェックをし、健全な生活習慣が身に付くまで根気よく、注意深く、温かく、見守ってあげましょう。

サラ金やヤミ金融からの誘惑に打ち勝つためには、身近な人の協力が不可欠です。

そして、困ったときは、くらし・なんでも相談はつとダイヤルをご利用下さい。

TEL 0120-39-6029

